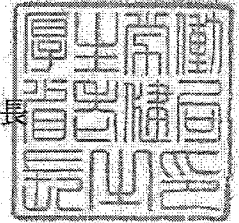


老発第0126005号

平成19年 1月26日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省老健局長



老人福祉施設等に係る社会福祉施設等施設整備費国庫負担  
(補助)金の財産処分の取扱いについて

社会福祉施設等施設整備費国庫負担(補助)金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)第22条に基づき、地方厚生局長(徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては、四国厚生支局長、以下「地方厚生(支)局長」という。)の承認を受けなければならないとされているところである。

しかしながら、社会福祉施設等施設整備費国庫負担(補助)金の補助事業により取得した老人福祉施設等の財産処分(取りこわしに限る。以下同じ。)を伴う事業が、地域介護・福祉空間整備等交付金(以下「交付金」という。)の交付の対象となる市町村整備計画(面的整備計画及び先進的事業整備計画に限る。以下同じ。)に記載されている場合については、円滑な財産処分の手続きを進めるため、次によることとし、平成18年4月1日から適用することとしたので、事務処理に遺漏のないよう取り扱われたい。

なお、平成18年2月3日老発第0203006号厚生労働省老健局長通知「老人福祉施設等に係る社会福祉施設等施設整備費国庫負担(補助)金の財産処分の取扱いについて」は廃止する。

1. 対象となる施設

社会福祉施設等施設整備費国庫負担（補助）金の補助事業等により取得した老人福祉施設等（以下「補助財産」という。）の処分を伴う事業が、交付金の交付の対象となる市町村整備計画に記載されている場合に限るものとする。

2. 財産処分の手続きについて

財産処分を行う1か月前までに、別紙様式による報告書に関係書類を添えて、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生（支）局長に報告があったものについては、地方厚生（支）局長の承認があったものとして取扱うものとする。

ただし、報告書の記載の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りではない。

また、財産処分の承認に当たっては、次の条件が付されるものであること。

(1) 直接負担（補助）事業により取得した補助財産の場合

ア 財産処分することにより収入（評価額を含む。）があった場合には、その収入の全部又は一部を新たに建築する施設（以下「当該財産」という。）の建築費用に充当しなければならない。

イ 当該財産については、もとの財産の取得時から起算して厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで地方厚生（支）局長の承認を受けないで、目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

ウ 地方厚生（支）局長の承認を受けて当該財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

エ 当該財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

オ 財産処分を完了したときは、1か月以内にその事実を証する書類を地方厚生（支）局長に提出しなければならない。

(2) 間接補助事業により取得した補助財産の場合

ア 財産処分の承認に当たっては、設置者に対し次の条件を付さなければならない。

(ア) 財産処分することにより収入（評価額を含む。）があった場合には、その収入の全部又は一部を新たに建築する施設（以下「当該財産」という。）の建築費用に充当しなければならない。

(イ) 当該財産については、もとの財産の取得時から起算して厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けないで、目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(ウ) 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の承認を受けて財産処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県知事又は指定都市若しくは中核市に納付させることがある。

(エ) 当該財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(オ) 財産処分を完了したときは、1か月以内にその事実を証する書類を都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長に提出しなければならない。

イ アの（イ）により、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が承認を与えようとするときは、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。

ウ アの（ウ）により、収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

エ アの（オ）により財産処分の完了報告を受けたときは、速やかに関係書類を添えて、地方厚生（支）局長に報告しなければならない。

3. 充当額の算定について

補助財産の評価額のうち、上記2の（1）のア及び同（2）のアの（ア）に規定する収入として当該財産の建築費用に充当しなければならない額は、次に掲げる方法により算定するものとする。

$$\text{充当額} = (\text{評価額} - \text{解体撤去工事費}) \times \frac{\text{補助財産の国庫補助額}}{\text{補助財産の総事業費}}$$

※ 評価額はいわゆる定額法又は定率法により算定された額とする。

なお、算定された充当額は、交付金の交付額の算定に当たり、総事業費から寄付金その他の収入額として控除するものとする。

4. 社会福祉施設等施設整備資金貸付金の財産処分の取扱いについて  
社会福祉施設等施設整備資金貸付金（以下「貸付金」という。）の貸し付けを受けて取得し又は効用の増加した財産を、貸付金の貸し付けの目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供する処分（以下「貸付金の財産処分」という。）を行う場合においても補助金等と同様の取扱いとする必要があることから、本通知を準用するものとする。

別紙様式

番 号  
平成 年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都道府県知事  
指定都市市長  
中核市市長  
市区町村長

印

老人福祉施設等に係る社会福祉施設等施設整備費国庫負担  
（補助）金の財産処分報告書

標記について、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第22条及び平成19年1月26日老発第0126005号厚生労働省老健局長通知「老人福祉施設等に係る社会福祉施設等施設整備費国庫負担（補助）金の財産処分の取扱いについて」に基づき、国の補助事業により取得した財産の処分を行うので、関係書類を添えて報告する。

1. 財産処分の概要 別紙（1）のとおり

2. 添付書類

- （1）既存施設の図面（国庫負担（補助）対象部分、面積を明記したもの）
- （2）既存施設の写真
- （3）老朽度調書又は現存率評価調書
- （4）評価調書（いわゆる定率法又は定額法により算定された調書）
- （5）国庫負担（補助）金交付決定通知書及び確定通知書の写し
- （6）総事業費を確認できる歳出決算書等
- （7）その他参考となる資料

（注）間接補助事業については、設置主体から都道府県知事・指定都市市長・中核市市長あての財産処分申請書の写しを添付すること。

別紙(1)

財産処分の概要

施設種別		施設名	
所在地			定員
設置主体		经营主体	
建物の延面積	m <sup>2</sup> (承認申請部分の面積も明記すること)		
建物の構造		建築年月日	
処分理由	(簡潔に記入すること。)		
老朽度		評価額	円
国庫負担(補助)年度		国庫負担(補助)金額	円
総事業費	円		
解体経費	円 (承認申請面積相当額を明記すること)		
充当額	円 (局長通知により算定された充当額)		
処分年月日			

(添付資料)

- ・国庫負担(補助)金交付決定通知書及び確定通知書の写し(若しくは、負担(補助)金額を確認できる都道府県、指定都市若しくは中核市の歳入歳出決算書抄本)
- ・その他参考となる資料